

令和7年 11月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和7年11月11日 開会

令和7年11月11日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

埼玉県央広域事務組合告示第16号

令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月4日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

1 期 日 令和7年11月11日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15 名

1 番	藤 村 孝 志 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	芝 寄 和 好 議 員	4 番	須 山 陽 一 朗 議 員
5 番	渡 邊 広 美 議 員	6 番	永 井 司 議 員
7 番	滝 瀬 光 一 議 員	8 番	諏 訪 三 津 枝 議 員
9 番	潮 田 幸 子 議 員	10 番	金 澤 孝 太 郎 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	糸 井 政 樹 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	工 藤 日 出 夫 議 員
15 番	島 野 和 夫 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和7年11月11日（火曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第3号、報告第4号の上程、趣旨説明
- 6 議案第21号～議案第27号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第21号の質疑、討論、採決
- 9 議案第22号の質疑、討論、採決
- 10 議案第23号の質疑、討論、採決
- 11 議案第24号の質疑、討論、採決
- 12 議案第25号の質疑、討論、採決
- 13 議案第26号の質疑、討論、採決
- 14 議案第27号の質疑、討論、採決
- 15 管理者のあいさつ
- 16 閉 会

○出席議員 15名

1番	藤村孝志	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	芝寄和好	議員	4番	須山陽一朗	議員
5番	渡邊広美	議員	6番	永井司	議員
7番	滝瀬光一	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	潮田幸子	議員	10番	金澤孝太郎	議員
11番	秋谷修	議員	12番	糸井政樹	議員
13番	浦田充	議員	14番	工藤日出夫	議員
15番	島野和夫	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	矢澤欣子
代表監査委員	大川剛思
参事兼事務局長	武田昌行
消防長	千村茂
本部次長	原田正美
副参事兼 予防課長	坂巻泰弘
鴻巣消防署長	青木秀昭
桶川消防署長	岡田正夫
北本消防署長	森正幸
消防総務課長	島田英樹
警防課長	高柳禎胤
救急課長	岩崎徳生
指令課長	相原健治
総務課長	鈴木浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	塩野谷剛史	書記	福島大輔
書記	木持裕子	書記	清野さつき

(開会 午前 9時02分)

◎ 開会の宣告

芝崙和好議長 ただいまから令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

芝崙和好議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

芝崙和好議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
5番、渡邊広美議員、8番、諏訪三津枝議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

芝崙和好議長 日程第2、会期の決定について議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、11月11日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議は
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は11月11日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

芝崙和好議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで
ございます。ご了承願います。

◎ 諸般の報告

芝崙和好議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和7年5月分（令和6度及び令和7年度分）と6月分、7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書並びに定期監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本年の7月2日、3日に実施いたしました令和7年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察報告書は、隣の議員控室にございますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記から報告させます。

塩野谷書記。

〔書記朗読〕

芝崙和好議長 ただいまの報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

芝崙和好議長 日程第4、行政報告を行います。

武田参事兼事務局長から行政報告を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

武田昌行参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和7年7月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、NHK受信契約の未契約事案についてご報告申し上げます。全国の自治体において、公用車に設置されているテレビ受信機能付きのカーナビに係るNHK受信契約の未契約事案が報道されていることを受け、当組合においても同様の案件がないか調査した結果、25台の公用車が未契約であることが判明いたしました。未払い金額は合計235万920円で、対象車両は消防自動車等が24台、事務連絡車が1台となっております。NHKとは9月5日に未払い金額分の受信契約を締結し、10月22日に支払いを完了いたしました。

なお、対象車両のテレビアンテナは本年8月に全て撤去済みのため、今後はカーナビに係る受信料は発生いたしません。

次に、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましてご報告申し上げます。本工事については、地盤改良及び基礎のくい打ちが終了し、現在は基礎工事を実施しており、工程表のとおり進捗しております。

次に、マイナ救急実証事業につきましてご報告申し上げます。本事業につきましては、令和7年10月1日から全国一斉に開始いたしました。当消防本部においても全ての救急隊で実施しておりま

す。

次に、熱中症による救急搬送についてご報告申し上げます。救急搬送人員につきましては、本年5月1日から9月30日までの5か月間で275名となり、昨年と比較すると68名増加いたしました。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。本年4月1日から10月31日までの7か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は1,827件で、前年度の同時期と比較して1件の減少、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は10.3件となっています。

また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて340件で、前年度の同時期と比較して6件の増加、1日当たりの利用件数は1.9件となっています。小動物の火葬件数につきましては、前年度同時期と同数の847件で、1日当たりの利用件数は4.8件となっています。

以上、行政報告といたします。

◎ 報告第3号、報告第4号の上程、説明

芝寿和好議長 日程第5、報告第3号及び報告第4号につきまして説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 おはようございます。本日ここに、令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

それでは、報告第3号及び報告第4号につきましてご報告申し上げます。

初めに、報告第3号 専決処分の報告についてでございます。本件は、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

概要といたしましては、令和7年7月8日午後3時30分頃、鴻巣市東4丁目5番47号、ガーデンストリーム鴻巣1番館に救急出動した鴻巣西分署の高規格救急自動車が、敷地内で方向変換を行うため当該車両を前進させたところ、前方にあった木製のベンチに衝突し、車両のナンバープレート及び車両底部の空調装置、並びに木製ベンチ及び舗装部分のインターロッキングブロックを破損させたものでございます。示談により、組合は相手方に修繕費用18万1,500円を賠償することとなり、令和7年10月7日に専決処分を行ったものでございます。

なお、賠償金につきましては、その全額を公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

次に、報告第4号 継続費精算報告書についてでございますが、本件は鴻巣天神分署整備事業に

係る継続費につきまして、継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

芝崙和好議長 報告第3号及び報告第4号につきましては、議決案件ではございませんので、報告のとおりご了承願ひます。

◎ 議案第21号～議案第27号の上程、説明

芝崙和好議長 日程第6、議案第21号から議案第27号を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

並木正年管理者 今回ご提案申し上げました議案は、7件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 埼玉県央広域事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として、国家公務員等の旅費に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、鴻巣市議会の令和7年9月定例会において、鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例が10月2日に議決されたことを受けまして、関連する条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第22号 製造請負契約の締結についてでございます。

この契約は、埼玉県央広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもので、第6次消防力等整備計画に基づき、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設の更新整備を実施するため、請負金額13億6,400万円で住友電設株式会社北関東支店と委託契約を締結するものでございます。

次に、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。これは地方自治法第244条の2の規定に基づき、県央みずほ斎場の次期指定管理者について、県央みずほ斎苑管理グループを指定するものでございます。

次に、議案第24号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、令和7年度における第3回の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,797万円を追加し、その総額を58億3,894万6,000円とするものでございます。

次に、議案第25号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について

でございます。

本案は、令和7年度における第1回の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,388万4,000円を追加し、その総額を2億9,438万5,000円とするものでございます。

次に、議案第26号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。

歳入総額は49億3,213万8,670円で、予算現額に対する収入率は100%となり、歳出総額は48億8,261万289円で、予算現額に対する執行率は99.0%でございます。この結果、歳入歳出差引額は4,952万8,381円、予備費を除いた予算現額に対する執行率は99.1%となり、令和6年度に予定した施策はおおむね執行することができました。

なお、予算報告書(P.9「決算報告書」に発言訂正)及び監査委員による決算審査意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第27号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。

歳入総額は2億8,144万1,980円で、予算現額に対する収入率は102.4%となり、歳出総額は2億5,655万7,428円で、予算現額に対する執行率は93.4%でございます。この結果、歳入歳出差引額は2,488万4,552円となり、予備費を除いた予算現額に対する執行率は94.4%でございます。

なお、議案第26号と同様、決算報告書及び監査委員による決算審査意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては担当からご説明いたします。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

すみません。1点訂正させていただきます。3ページの中段でございますが、なおの部分ですけれども、「予算報告書」と申し上げましたが、「決算報告書」及び監査委員によるというふうに訂正をさせていただきます。

芝崙和好議長 次に、議案第21号から議案第27号の細部説明を求めます。

武田参事兼事務局長。

〔武田昌行参事兼事務局長登壇〕

武田昌行参事兼事務局長 それでは、議案第21号から議案第27号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第21号 埼玉県央広域事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、国家公務員等の旅費に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、関連する条例の改正を行うもので、宿泊料の名称を宿泊費とし、現行の定額支給を上限付きの実費支給に改め、移動と宿泊が一体となったパック旅行に要する費用を支給するための旅費として包括宿泊費を新設するほか、現行の旅費日当を宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための宿

泊手当に改めるものです。

また、特別職については、原則として一般職の例により旅費を支給することとし、議員については特別職の例により旅費を支給することとするものでございます。

次に、議案第22号 製造請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、令和7年度、8年度に実施を予定しております「消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新整備業務委託」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものです。

当組合では、平成24年度に消防緊急通信指令施設を、25年度、26年度に消防救急デジタル無線施設を整備し運用してまいりましたが、機器の老朽化に加え、近年の通信技術の進展や緊急通報受理回線の光IP化、消防DX推進への対応が課題となっています。

さらに、車両運用端末装置(AVM)で使用中のFOMA回線(3G)が令和8年3月末でサービス終了となることから、速やかに更新整備を進めることとしております。更新整備に当たり、令和5年度から高機能消防指令装置等検討委員会を設置し、検討を行ってまいりました。

本委員会は、仕様、予算、整備内容などを総合的に検討し、円滑な事業推進を図るため設置されたもので、委員は、消防本部次長、消防本部各課長及び各消防署副署長とし、令和6年度末までに合計10回開催しております。

また、令和5年度に基本設計業務を、6年度に更新支援業務を委託し、要求水準書やプロポーザル実施要領等の策定を行うなど、公募型プロポーザル方式による委託先の選定準備を進め、本年4月に募集を開始したところ、2者から応募がありましたが、1者は人的リソース不足、もう1者は技術的課題を理由に辞退したため、プロポーザルは不調となりました。

この結果を受けて、5月にすべての指令装置メーカー4社及び埼玉県内を営業エリアとする代理店8社を対象に、要件緩和等の条件を加えた情報提供依頼を実施したところ、令和8年度末の納期に対応可能な業者は、住友電設株式会社北関東支店の1社のみでございました。

対応可能業者が1社に限られたことで、再度公募を行っても競争性の確保が困難であることから、7月に高機能消防指令装置等検討委員会を開催し、住友電設株式会社北関東支店の提案内容について了承を得た後、システムのデモンストレーションを実施するなど協議・調整を重ね、9月30日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在の県央みずほ斎場の指定管理者との協定期間が令和8年3月31日で満了となることから、次期指定管理者を指定するものでございます。

県央みずほ斎場指定管理者選定委員会においては、公募により申請のあった議案資料1の団体について、8月6日に書類による1次審査を、8月20日にプレゼンテーションによる2次審査を行いました。その結果、議案資料2の評価表のとおり、1,200点満点中、総得点が856点で、得点率は70%

を上回り、また、これまでの実績等が評価されたことから、現在の指定管理者、県央みずほ斎苑管理グループを候補者として選定いたしました。グループの代表者は、三重県四日市市のイーゼス・グループ有限責任事業組合で、構成員は、埼玉県深谷市の東京ワックス株式会社でございます。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第24号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金5,373万9,000円につきましては、鴻巣市に一括算入される当組合の交付税の額が確定したことから、一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、令和6年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計から2,020万3,000円を繰り入れるものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、令和6年度一般会計決算の確定によるものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債は、桶川消防署へ配備する積載車の金額が入札により確定したため、起債充当額を計上するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目24節積立金は、歳入でご説明いたしました鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金、斎場特別会計繰入金、前年度繰越金及び消防車両整備事業債の増額により、不用額となった一般財源分を合わせた1億2,459万8,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

その下、3款1項1目24節積立金でございますが、鴻巣天神分署整備事業で、消防施設整備基金から繰り入れた不用額337万2,000円を同基金へ積み立てるものでございます。

その下、2目消防施設費でございますが、消防自動車等整備事業のうち、消防車両整備事業債充当分を一般財源から地方債へ財源内訳更正を行うものでございます。

次に、議案第25号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。第2表、債務負担行為についてでございますが、上段、県央みずほ斎場指定管理料は、議案第23号の県央みずほ斎場指定管理者に係る指定管理料を設定するものでございます。

その下、遺体保冷庫更新は、霊安室にある2台ある保冷庫のうち、故障した1台を更新するものです。

その下、県央みずほ斎場大規模改修工事実施設計業務委託は、令和9年度から10年度にかけて実施予定の大規模改修工事に向け、実施設計業務委託を行うものです。

次に、10、11ページをお開きください。歳入でございます。4款1項1目1節繰越金は、令和6年度決算の確定によるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目10節需用費の燃料費でございますが、斎場の火葬炉と施設の空調設備に使用している灯油の燃料価格及び使用量が上昇する見込みのため、不足分368万1,000円を増額するものでございます。

その下、27節繰出金でございますが、決算の確定により、財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第26号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、消防経費につきましては、組合市の前年度普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、また斎場経費につきましては、組合市の前年10月1日現在の住民基本台帳人口の割合により算出しております。

次に、10ページ、11ページ中段を御覧ください。5款2項1目1節物品売払収入130万811円は、指揮車及び事務連絡車各1台、計2台分の売払収入でございます。

その下、7款1項1目1節財政調整基金繰入金1億4,802万円は、財政調整基金の積立金を一般会計へ繰り入れたものでございます。

その下、7款1項2目1節消防施設整備基金繰入金1億2,668万8,645円は、消防施設整備基金の積立金を一般会計へ繰り入れたものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金859万6,000円は、財政調整基金へ積立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、12ページ、13ページ上段を御覧ください。8款1項1目1節繰越金1億4,275万3,870円は、通次繰越、繰越明許を含む令和5年度からの繰越金でございます。

その下、10款1項1目1節消防債8億4,100万円は、消防車両整備事業債、同じく消防車両整備事業債の繰越明許、消防庁舎改修工事整備事業債、鴻巣天神分署事業債、同じく鴻巣天神分署整備事業債の通次繰越、桶川西分署整備事業債、同じく桶川西分署整備事業債の繰越明許、災害対応ドローン整備事業債及び消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業債の合計でございます。

次に、歳出でございますが、16ページ、17ページをお開きください。中段の消防総務課の1つ上、2款1項1目、総務課、財政調整基金積立金、24節積立金1億135万2,220円につきましては、一般会計分9,264万2,000円、斎場特別会計分859万6,000円、財政調整基金預金利子11万4,220円を積み立てたものでございます。

次に、20ページ、21ページ下段、3款1項1目、消防総務課、人件費を御覧ください。人件費の総額は30億1,817万7,089円で、3款消防費合計額の69%を占めております。

次に、36ページ、37ページ上段を御覧ください。3款1項2目、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費1,290万969円は、消防本部敷地北側路面舗装修繕、北本東分署訓練塔安全ネット

交換修繕、桶川消防署オーバースライダー修繕ほか13件分の修繕料等でございます。

次に、38ページ、39ページ、3款1項2目の上段を御覧ください。警防課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費8,365万7,981円は、北本東分署配備の広報車及び鴻巣消防署配備の災害対応多目的自動車の購入費でございます。

その下、救急課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費3,104万7,500円は、鴻巣西分署配備の高規格救急自動車の購入費でございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、14節工事請負費7,391万7,800円は、鴻巣西分署、吹上分署、川里分署の仮眠室個室化工事費用でございます。

次に、40ページ、41ページ上段を御覧ください。4款1項1目、総務課、斎場特別会計繰出金、27節繰出金1億4,950万1,000円は、組合市負担金合計額1億3,323万1,000円と、財政調整基金繰入金1,627万円の合計額を一般会計から斎場特別会計に繰り出したものでございます。

その下、5款1項1目、消防総務課、元金償還事業、22節償還金利子及び割引料1億7,942万7,651円は、平成25年度から令和6年度までの借り入れ37件分でございます。

次に、議案第27号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書56ページ、57ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料9,678万500円は、火葬室、霊安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用件数7,829件分の合計で、前年度に比べ270件、350万4,350円の増加となっております。

その下、1款1項1目2節斎場管理使用料の行政財産使用料44万2,373円は、指定管理者の県央みずほ斎苑管理グループが運営している売店の電気料と、社会福祉協議会が設置している自動販売機の使用料及び電気料でございます。

次に、歳出についてですが、60ページ、61ページ、1款1項1目を御覧ください。総務課、斎場運営事業、10節需用費の燃料費3,070万8,040円は、火葬炉や空調設備の燃料として使用する灯油約31万リットル分でございます。

その下、12節委託料9,268万4,000円は、県央みずほ斎苑管理グループへの指定管理料でございます。

その下、27節繰出金859万6,000円は、令和6年11月補正予算において計上した令和5年度決算剰余金を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、10節需用費7,087万6,499円は、毎年度実施している火葬炉設備修繕のほか、告別室等の照明LED化交換修繕、車寄せキャノピー漏水等修繕などの修繕料でございます。

以上で、議案第21号から議案第27号までの細部説明を終わります。

芝 寿和好議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時43分)

(開議 午前11時30分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一般質問

芝崙和好議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により順次質問を許可いたします。

初めに、9番、潮田幸子議員の質問を許します。

潮田幸子議員。

[9番 潮田幸子議員登壇]

9番 潮田幸子議員 議席番号9番、鴻巣市選出の潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、11月議会の一般質問を行わせていただきます。

件名1、L i v e 119 (映像通報システム) 導入についてであります。地域の災害対応力強化として、L i v e 119の導入は有効な選択肢であると注目をしております。この質問につきましては、通告がこの議会での議案の前に通告をいたしましたので、先ほどの議案の提案のほうがありましたけれども、そこにありましたことから、先ほども議案調査で少し話がありましたので、そこは少し違う部分での質問をさせていただきたいと思っております。

導入については、もうその方向性が示されましたので、それ以外の部分という意味での質問をさせていただきます。

要旨1、全国で導入が進みつつあるL i v e 119に対する有用性をどのように考えるか。119番による救急要請は、従来の固定電話、携帯電話に加え、聴覚・言語障がい者向けのファクス119や、スマートフォンを活用したN e t 119など多様化が進んでおります。

近年では、スマートフォンのカメラ映像を通報時に指令室へ送信し、現場状況をリアルタイムで共有するL i v e 119 (映像通報システム) の導入が全国で広がりつつあるものであります。映像による見える化により、災害現場の状況把握が迅速かつ的確に行えます。通報者や周囲の人が動転している場合であっても、映像を通じて状況を正確に伝えられるほか、応急処置の指導を受けながら実施することも可能であり、救命率の向上が期待されます。

私自身、交通事故を目撃し、通報した際、市外にいたため、位置情報の説明に苦労した経験があります。電話で状況を伝えるよりも、映像で送れたならどれほど迅速だったかと感じました。

火災時においても、映像を通じて現場の様子を瞬時に伝えることができます。L i v e 119の導入

は、災害救急対応の精度とスピードを高める有効な手段であると思いますが、この有用性について本消防本部としてどのように考えるか伺います。

要旨2、既に導入している自治体の状況、事例についてであります。全国では既に導入している自治体も多く、マスコミ等でも取り上げられているようでもありますけれども、既に導入している自治体の状況や事例について伺います。

要旨3、火災、救急、そのほかの現在の通報件数及び出動件数に照らした導入効果の見込みについてであります。本消防本部での導入を考えた場合の火災、救急、そのほかの現在の通報件数及び出動件数に照らした導入効果がどのくらい見込むことができるのか伺います。

要旨4、想定される課題は何かであります。何事もメリットばかりではなく、課題もあるかと考えますが、Live 119映像通報システム導入に対する課題はどのようなものが想定されるか伺います。

要旨5、国や県の補助制度の有無と今後の創設の可能性、この可能性につきましては、先ほども申し上げました今回の議案で上がっておりますので、創設をされるということは確認をしております。今回は導入するということですので、質問の趣旨が少しずれてまいりますが、財源内容をまず確認したいと思います。

Live 119の整備には、緊急防災・減災事業債が活用できる可能性があると思っております。消防防災情報通信施設の整備、災害時の情報網構築といった整備目的に該当するかなど様々な条件があるようではありますが、緊急防災・減災事業債の対象となれば大変有利であります。その可能性と、あと、先ほど議案調査では、いつこれがスタートするのかというようなことはありませんでしたので、そこの部分もお伺いしたいと思っております。

件名2、「マイナ救急」実証事業における現状と課題についてであります。マイナンバーカードを活用した救急業務は、2025年10月、先月でありますけれども、全国の消防本部で実証事業が始まり、本組合でもスタートいたしました。119番通報で駆けつけた救急隊員は、搬送される本人の名前や生年月日等の基本情報、かかりつけの病院やこれまで服用している薬などの様々な情報を聞き取り、搬送する病院の選定をしております。それらの情報は命を守るために欠かせないものであります。病气やけがで苦しむ本人や気が動転している家族の方から情報を正確に聞き取るのは困難なこともあります。

マイナ救急では、救急隊員が本人のマイナ保険証を活用し、過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧することで、搬送する病院の円滑な選定や救急車内での適切な処置、搬送先病院での治療の事前準備などにつなげることができ、本人や付き添う家族の方の負担を軽くするとともに、より適切な処置を受けるのに活用されております。

要旨1、命を守るマイナ保険証を活用した「マイナ救急」実証事業の活用状況についてであります。本消防本部でもスタートしたばかりであります。マイナ救急の活用状況はどの程度か、そも

そもマイナンバーカードの取得率は、鴻巣、北本、桶川は80%前後、そのうちマイナ保険証の利用率は全国で30.6%、埼玉県はこれをやや上回る傾向とのことでありますが、マイナ保険証が命を守るということの認識はまだ十分ではありません。現時点でのマイナ保険証を活用した「マイナ救急」実証事業の活用状況を伺います。

要旨2、「マイナ救急」実証事業の有用事例についてであります。「マイナ救急」実証事業の具体的な有用事例はどのようなものがあるのか伺います。

要旨3、現在の課題は何か、これは本人側であったり、または救急隊員側から両方の部分であります。先行実施の消防本部では既に幾つかの課題が浮上しているようではありますが、本人側、救急隊員側で現在抱えている課題は何か伺います。

要旨4、組合市への協力要請状況及び今後の周知について伺います。2025年12月1日をもって、従来の健康保険証は完全廃止される予定であり、マイナ保険証または資格確認書への切替えが求められることから、マイナ保険証の利用や持ち歩くことがさらに広がると考えられます。組合各市の広報10月号では、マイナ救急の案内が掲載されていることを確認しておりますが、紙媒体の広報だけではなかなか浸透が難しいと考えます。マイナ保険証が救急搬送において命を守ることにつながるものであることの分かりやすい周知は大切であります。さらなる組合市への協力要請の必要があるのではないかと考えます。組合市への協力要請状況及び今後の周知についての考えを伺います。

壇上における質問は以上でございます。

芝寿和好議長 順次答弁を求めます。

相原指令課長。

〔相原健治指令課長登壇〕

相原健治指令課長 件名1、要旨1から要旨5について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。Live119（映像通報システム）は、スマートフォン等を活用し、119番通報時に通報者の端末から現場映像を消防本部の指令室でリアルタイムに受信、確認できるシステムでございます。音声通報のみでは把握が難しい現場の状況や傷病者の状態などを映像により確認できるため、迅速かつ的確な初動対応を行う上で有効なツールであると認識しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。Live119は、開発企業が商標登録を行っている映像通報システムであり、同社が公表している情報によりますと、令和7年3月末時点で、全国720消防本部のうち179消防本部において導入されている状況でございます。なお、ほかの企業が提供する同様の映像通報システムにつきましては、導入状況などの具体的な情報は公表されておらず、把握できておりません。また、埼玉県内の状況につきましては、各消防本部に確認したところ、26消防本部のうち7消防本部が映像通報システムを導入しております。さらに、令和8年度には9消防本部が導入を計画しており、今後も運用の拡大が見込まれております。

事例につきましては、令和6年11月の新聞報道によると、令和6年4月から全24消防本部でLive 119の運用が始まった茨城県では、交通事故の現場において、近くに居合わせた人に映像の撮影を依頼したところ、けが人の状態が危険と分かり、直ちに心臓マッサージを始めてもらった事例がございました。

次に、要旨3についてお答えいたします。令和6年中の通報件数は、火災通報が111件、救急通報が1万4,574件、救助及び警戒などその他の通報が570件となっております。

また、救急出動件数は1万5,054件で、そのうち心肺蘇生法などの口頭指導を行った件数は264件でございました。これらの事例において、もしLive 119を活用していたならば、胸骨圧迫の深さや速さ、圧迫位置、気道異物除去や止血、エピペン使用等の指導において、精度の向上が図られたものと見込まれます。

次に、要旨4についてお答えいたします。Live 119の導入に当たっては、幾つかの課題が想定されます。まず、技術面においては、通報者が通信環境の悪い場所にいる場合や映像通信に対応していない端末を使用している場合には、システムの活用が困難となる可能性がございます。

次に、運用面では、通報映像に個人情報やプライバシーが含まれる可能性があることから、記録された映像データの適切な管理体制の確立のほか、情報漏えいや不正使用を防止するためのリスク管理の強化も求められると考えております。

また、現在、映像通報システムは全国的に導入が拡大しつつありますが、その認知度が低い地域もあることから、啓発活動等を通じて周知を図り、地域住民の理解を深めることが重要であると認識しております。

さらに、通報者が火災や交通事故等の現場で危険な状況に直面している場合、映像提供を試みることで、二次災害のリスクを高める可能性があることから、状況に応じた適切な対応を講じる必要があります。

次に、要旨5についてお答えいたします。埼玉県に確認したところ、現時点において、映像通報システムの導入に特化した国や県の補助制度はございませんでした。また、今後の創設可能性についても未定とのことでした。

なお、Live 119の構築につきましては、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新整備事業において実施することとしており、緊急防災・減災事業債を活用して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

芝 寿和好議長 岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

岩崎徳生救急課長 件名2、要旨1から要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の健康保険証利

用登録済マイナンバーカード（マイナ保険証）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取り組みでございます。

実証事業につきましては、令和6年度に全国67の消防本部で実施され、1万件を超える活用事例がございました。具体的には、心肺停止状態の傷病者に対し救命処置を行うとともに、マイナ救急により既往歴等を確認し、その情報を搬送先医療機関に伝えることで早期に緊急手術を行い、一命を取り留めた事例、意識がもうろうとし意思疎通困難であった傷病者について、マイナ救急の薬剤情報から消化管出血による貧血を疑い、緊急内視鏡検査が可能な医療機関に選定することができた事例などが報告されております。これらの事例により有用性が確認されたことから、本年10月1日から全国720の消防本部で一斉に実証事業が開始されたところでございます。

当消防本部における活用状況につきましては、令和7年10月1日から31日までの1か月間で、転院搬送を除く救急出動件数967件のうち、マイナ救急を実施したものが242件であり、実施率は25%となっております。

次に、要旨2についてお答えいたします。当消防本部における有用事例といたしましては、意識状態の悪い傷病者が、救急隊の問いかけに対して、うなずきや単語での応答しかできない状況でありましたが、マイナ救急によりかかりつけ医療機関を確認し、迅速に当該医療機関へ搬送することができました。また、意識障害に関わる同様の有用事例が数件あるほか、マイナ救急の薬剤情報を搬送先医療機関に伝えることで早期に治療が開始された事例がございました。

次に、要旨3についてお答えいたします。本人側である傷病者に対する課題は、マイナンバーカードをふだんから携帯していないため提示できない場合や、携帯していても保険証をひもづけていない場合などにより、マイナ救急が実施できないことと捉えております。また、救急隊員側の課題といたしましては、通信環境の影響によりマイナ救急の情報が閲覧できない場合があることが挙げられます。

次に、要旨4についてお答えいたします。組合市への協力要請状況につきましては、担当部署へ有用性の説明を行い、ポスターの掲示や10月号の広報紙への掲載をいたしました。今後につきましては、当消防本部のホームページや県央だより12月号への掲載のほか、消防・救急フェアや防災訓練、救急講習会等の機会を通じ、リーフレットの配布などにより周知、啓発を図ってまいります。

以上でございます。

芝 崙和好議長 潮田幸子議員。

9番 潮田幸子議員 それぞれに答弁ありがとうございました。それでは、件名1のほうで2点、2のほうで1点再質問させていただきたいと思っております。

件名1の要旨1のところで、答弁では、指令室でリアルタイムに受信、確認できるとありました。実際救急車や消防車の車内でも共有できることが大事かなと思うのですが、それができるのかどうかということが1つ。

あとは、要旨5ではなくて4での再質問です。先ほども各組合市での広報のこととかもありました。課題の中で、でもまだまだ知られていないところが多いという地域もあるということでありましたけれども、このさらなる周知が必要かなというふうに思っておるわけですが、防災訓練だとかSNSでのアピール、また市民向け講座で紹介すると効果が高いと考えます。要はこういったもの、若者でないとなかなかスマホが使いこなせないというのがあるかと思うのですけれども、そうしたことは検討しているのかを確認いたします。

あとは、件名2のほうで、これも要旨4のところでの今後の周知についてなのですけれども、同じくであります。情報伝達手段として各市が開設している公式LINEアカウントがあるかと思えます。そういったものや、またはそれぞれの組合市が持っているXだとかインスタグラム等でのSNSの発信、市のホームページの掲載など、さらなる協力要請、これは命を守ることにつながりますので、ぜひとも強くお願いをしたいと思いますけれども、そういったさらなる協力要請は検討できるかを伺います。

芝寄和好議長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時51分)



(開議 午前11時52分)

芝寄和好議長 休憩前に続き、会議を開きます。

相原指令課長。

相原健治指令課長 件名1、要旨1及び要旨4の再質問について順次お答えいたします。

初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。Live119（映像通報システム）では、通報者がビデオ通話を開始すると、その映像を指令室だけでなく、出動している消防隊や救急隊にも転送することができます。これにより隊員は、現場の状況をリアルタイムで確認することが可能となり、消防活動や救急活動における現場での初動対応がより効果的に行えるようになります。

次に、要旨4の再質問についてお答えいたします。まず、映像通報システムの運用開始時期につきましては、令和9年3月の運用開始を計画しているところでございます。

次に、住民への周知方法、啓発活動につきましては、具体的には、当消防本部のホームページや県央だよりへの掲載を行うとともに、消防・救急フェアや防災訓練、救急講習会等の各種イベントにおいて、周知、啓発を行うほか、Xによる情報発信も行っております。さらに、組合市の広報紙やSNS等の活用につきましても調整を図ってまいります。

以上でございます。

芝寄和好議長 岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 件名2、要旨2（P.20「要旨4」に発言訂正）の再質問についてお答えいたします。

情報伝達手段といたしまして、各組合市の公式LINE、X、インスタグラム等のSNS発信もごございますので、掲載の可否について調整を行い、組合市と連携して効果的な情報発信に努めてまいります。

申し訳ありません。件名2、要旨4の再質問です。

以上でございます。

芝寿和好議長 以上でよろしいでしょうか。

以上で9番、潮田幸子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時54分)



(開議 午後 零時57分)

芝寿和好議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を許します。

諏訪三津枝議員。

[8番 諏訪三津枝議員登壇]

8番 諏訪三津枝議員 議席番号8番、鴻巣市選出、諏訪三津枝でございます。ただいまより通告に基づき一般質問を行います。

件名1、第6次消防力等整備計画に基づく組織体制の強化についてです。当組合においては、令和4年度から令和8年度までを計画目標年度に第6次消防力等整備計画が策定されています。地球温暖化、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症など、消防行政を取り巻く環境が変化しています。気候変動による大雨や土砂災害、高齢社会における救急搬送など住民の命と財産を守る消防力の強化は待ったなしと思われまます。第6次計画の最終年度を迎えるに当たり、消防力の要となる人員の配置について質問をいたします。

要旨1、災害の多様化・複雑化など、社会環境の変化に対応する人的体制を確保するための職員配置数の推移は。また、過去3年間の研修内容について伺います。

要旨2、新たな部署の設置の検討と具体化はどのように進んだか、また人事ローテーションの構築の進捗は。

要旨3、過去3年間の女性職員の採用数と現在の在職数は。また、管理職への登用は行われているかでございますが、当組合の特定事業主行動計画において、令和7年度までに消防本部の女性職員の割合を5%以上、管理職に占める女性職員の割合を2%以上にすることを目標設定としております。以下、この要旨3についてまでよろしくお願いをいたします。

以上で壇上での質問です。

芝寿和好議長 順次答弁を求めます。

原田本部次長。

〔原田正美本部次長登壇〕

原田正美本部次長 件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。災害の多様化・複雑化など社会環境の変化に対応する人的体制を確保するための職員配置数についてでございます。第6次消防力等整備計画の初年度である令和4年度には、育児休業を6名が取得したことにより、一時的に計画数を下回る状況がございましたが、その後、育児休業取得者が順次復職したことから、令和5年度以降は、消防本部、各消防署・分署の職員数は、おおむね計画どおり推移しております。

また、整備計画外ではございますが、年々増加する救急需要に対応するため、令和6年度に日勤救急隊を新設し3名を配置、さらに令和7年度には体制強化として1名を増員配置いたしました。

加えて、定年引き上げに伴う職員の高齢化による消防力の低下を考慮し、消防職員定数を332人から349人へ引き上げ、段階的に増員を図るなど計画の見直しを行いながら、柔軟に人的体制を確保しております。

次に、過去3年間の研修内容についてでございます。毎年度、埼玉県消防学校での専科教育や各種資格取得研修などを実施しているほか、令和6年度には、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症についての感染症対策強化を目的として、一般財団法人救急振興財団主催の感染防止対策強化研修に職員を派遣いたしました。また、新たに導入したドローンの運用に備え、民間の認定講習を令和6年度に4名、令和7年度に2名が受講するなど、災害の多様化・複雑化に対応できる人材育成を推進し、消防体制の強化に努めております。

次に、要旨2についてお答えいたします。初めに、新たな部署の検討についてでございます。鴻巣天神分署庁舎整備事業の進捗に伴い、庁舎整備に特化した部署の設置について検討いたしましたが、鴻巣市からの技術的支援を受けることで、消防総務課において業務を進行できると判断し、新たな部署の設置はいたしませんでした。

また、現在進行中の桶川西分署整備事業におきましても、桶川市から全面的に支援を受け、順調に事業は進行していることから、同様に新たな部署の設置はしておりません。

なお、整備計画にはございませんが、要旨1でも申し上げたとおり、救急需要の増加に対応するため、令和6年度から日勤救急隊を新設し、暫定的に北本消防署に配置し運用しております。今後は、建てかえ整備した鴻巣天神分署での運用について検討してまいります。

次に、人事ローテーションの構築についてでございます。内規で定めた異動昇格基準に基づき、人事評価、自己申告、資格取得状況、勤務年数、業務経験等を総合的に勘案して、人事異動を行っております。これにより、職員が多種多様な業務を経験し、資質の向上を図っております。

次に、要旨3についてお答えいたします。過去3年間の女性職員の採用数及び在職数につきましては、令和5年度が採用1名、在職16名、令和6年度は採用はなく、年度末に1名退職したため、

在職15名となりました。今年度は1名を採用しており、現在の在職数は16名でございます。

また、女性の管理職につきましては、今年度から桶川消防署救急担当主幹として1名を登用しております。

以上でございます。

芝崙和好議長 諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、要旨1と要旨3について再質問をさせていただきます。

要旨1でございます。令和6年に日勤救急隊を設置して3名を配置、そして令和7年度は1名増員をしたというご答弁でした。これは人事異動によるものと考えてよいのか、また、そのために人員が減ったとなった部署があるのか伺います。

消防職員のおよそ多くは交代制勤務に従事していますが、全国的にも日勤の救急隊を導入しているところが増えているようです。定年引き上げにより、長年の経験が物を言う救急業務において、日勤の救急隊員という形で知見を生かしていくことは有効であると考えられます。定数349人に引き上げ後の現在の実数及び日勤救急隊の職員構成はどのようになっているかを伺います。

研修内容については、感染防止対策強化研修1名、ドローン研修6名が受講とのこと、これらの研修は今後も予定されているのか伺います。

要旨3についてでございます。消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進することが重要課題であるとされています。採用の段階から取り組みの強化が求められると考えますが、日勤の救急隊など深夜勤務につかずとも勤務できる仕組みの検討はどのようになっているか伺います。

芝崙和好議長 原田本部次長。

原田正美本部次長 要旨1及び要旨3の再質問について順次お答えいたします。

初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。令和6年度に日勤救急隊を設置し3名を配置、令和7年度に1名を増員したことについては、4月1日付の通常の人事異動によるもので、この影響により人員が減った部署はございません。

次に、定数引き上げ後の現在の実数ですが、334人となっております。

また、日勤救急隊の職員構成は、定年引き上げによる60歳以上の救急救命士1名と再任用の救急救命士有資格者2名を含む計4名で、60歳を超えた救急救命士の長年の経験と知識を生かせる配置としております。

次に、研修の今後の予定についてでございます。初めに、感染防止対策強化研修については、内容に大きな違いが見られないことから、今年度及び来年度は受講を見送ることとしておりますが、令和6年度受講者による内部研修を実施し、全職員が情報共有できるよう計画しております。

ドローン研修については、今年度、これまでの研修修了者の中から2名が国家資格取得研修を受講する予定であり、令和8年度以降も認定講習及び国家資格取得研修の受講を継続する予定です。

次に、要旨3の再質問についてお答えいたします。深夜勤務につかずとも勤務できる仕組みの検討でございますが、採用の段階で日勤職や日勤救急隊に限定した条件付与は考えておりません。勤務を重ねる中で、出産や育児と仕事の両立を考えたとき、多くの女性職員が日勤を希望することになります。面談や自己申告の内容を参考に適切な人事異動を行うことで、職員のワーク・ライフ・バランスを支援しております。

なお、現在、消防本部及び消防署の管理指導課で、日勤として多くの女性職員が勤務しております。今後は、日勤救急隊への配置も含め、女性職員の活躍の場を増やすことについて検討を行ってまいります。

以上でございます。

芝崙和好議長 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第21号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第8、議案第21号 埼玉県央広域事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題にします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第21号 埼玉県央広域事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は可決することに決定いたしました。

◎ 議案第22号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第9、議案第22号 製造請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第22号 製造請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第10、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第11、議案第24号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第24号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号の質疑、討論、採決

芝崙和好議長 日程第12、議案第25号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑（P.26「一括質疑」に発言訂正）に入ります。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

〔「休憩」と言う人あり〕

芝崙和好議長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時16分）



（開議 午後 1時18分）

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を開きます。

当初、議運の報告で委員長から議案第25号を一括質疑とすることという説明がありましたので、ただいま私のほうでは分割して質疑を求めましたが、一括して進めさせていただくということでご了承お願いいたします。

では、改めて日程第12、議案第25号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これは先ほど申し上げたように一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浦田充議員。

13番 浦田 充議員 先ほど、議案調査の中でもお聞きしたのですが、県央みずほ斎場の大規模改修についてなのですが、こちらのバリアフリー化に当たっては、やはり障がい者の声というのを聞いて

ていく必要があるのではないかと思います。多分桶川市でもいろいろ大規模改修などをやりますと、その後に障がい者の方から何かここがよくなかったとか、ここをもっと改善してほしいとかいった声というのが毎回結構聞こえてくるので、この辺というのは障がい者の声をしっかり聞いてやっていくべきではないかと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

芝崙和好議長 鈴木総務課長。

鈴木浩一総務課長 お答えいたします。

県央みずほ斎場大規模改修工事实施設計業務委託に関してバリアフリー、障がい者への対応ということで、障がい者の方の声を聞いて取り組んでほしいといったご質問がございました。今、私どもで考えているバリアフリーに対する対応といたしましては、待合室の段差でありますとか式場の控室の段差、そちらについて待合室については洋式化をすると。式場の控室につきましては、スロープなどをつけて、上がりやすいような対応を取ってまいります。

同様に、車椅子で上がっていただいた際に、床面を車椅子のタイヤで傷つけてしまうのではないかなというような、そういったご心配もいただいておりますので、斎場のほうでそこに敷くマットなどを購入いたしまして、そういったご心配がないように気兼ねなく使っていただけるような、そういった対応を取らせていただいております。そういったほかにもございましたら、この実施設計ですか、業務委託のほうで何か提案があればと考えております。

以上です。

芝崙和好議長 浦田充議員。

13番 浦田 充議員 それでは、改修に当たってバリアフリー法ですとか、バリアフリー法に関連する移動が円滑でないなどについてよく確認していただいた上でやっていただけますでしょうか、伺います。

芝崙和好議長 鈴木総務課長。

鈴木浩一総務課長 お答えいたします。

バリアフリー法に関連の関係ですけれども、こちら設計の業者さんが決まりましたら、そういった打合せの中で検討して対応していきたいと思っております。

以上です。

芝崙和好議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝罘和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝罘和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第25号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝罘和好議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時23分）



（開議 午後 1時25分）

芝罘和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第26号の質疑、討論、採決

◎ 議案第27号の質疑、討論、採決

芝罘和好議長 日程第13、議案第26号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び日程第14、議案第27号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

大川代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

〔大川剛思代表監査委員登壇〕

大川剛思代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の大川でございます。令和6年度の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和6年度埼玉県央広域事務組合の一般会計並びに斎場特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月27日、埼玉県央広域事務組合の2階会議室において、工藤監査委員とともに決算審査を実施いたしました。

提出された歳入歳出決算書及び関係資料に基づき、職員の説明を聴取するとともに、計数の確認や照合などを行い、会計手続の適否について慎重に審査いたしました。その結果、決算の計数は正確であり、適正に執行されているものと認められました。

なお、予算の執行状況などにつきましては、お手元の決算審査意見書、19ページの決算審査意見

を御覧いただくということでご説明を省略させていただきたいと存じます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

芝寄和好議長 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金澤孝太郎議員。

10番 金澤孝太郎議員 それでは、令和6年度の県央広域事務組合一般会計決算認定と一部斎場特別会計決算認定のほう重複しますので、重ねて質問させていただきます。

先ほど大川代表監査委員から決算認定の報告がございました。その中で、この決算書に附随している令和6年度の決算報告書というのがお手元にあると思うのですが、これについて私のほうからちょっと質問させていただきます。

内容的には、9ページから13ページに関する地方債の件でございます。この地方債でございますが、構成市、鴻巣、北本、桶川の財務状況にも今後、影響が出ると思いますので質問させてもらうわけでございます。この消防施設は、発言の中では平成8年に整備されたということで、非常に老朽化が目立っていると。また、高規格消防救急自動車等の更新も必要ということで、いろんな資金が必要になっているという形でございます。

私のほうでは、一般家庭でやる貯金はどのくらいのかなというふうに見ますと、基金状況については消防施設の整備基金、また斎場施設の整備基金、それと財政調整基金、これを合計しますと約4億760万円ぐらいという状況になっておるわけでございまして、その中で今回、3点ほど質問をさせていただきます。

お手元の資料の12ページ、13ページ等で、借入金、消防債の借り入れの中で、借り入れ先が地方公共団体金融機構というところがございます。これ調べてみますと、長期ないし低利の資金を貸し出しているという状況でございます。当組合のほうでも、ここからの調達がございますが、この調達に対して、機構の貸出金利云々については固定金利方式と金利見直し方式、これは5年から30年のスパンであるようでございますが、当組合はどのような借り入れ状況を行っているのか、これが1点でございます。

2点目につきましては、この借り入れの中で、先ほど申しました地方公共団体金融機構と、もう一つは市中銀行から借り入れを行っております。それで消防方の借り入れ状況でございますが、過去の経緯を見てみますと、かなり低金利の利率での調達が行われてきていると思うのでございますが、近年見ますと、だんだんと金利上昇が出てきているという状況の中で、市中銀行との借り入れを行う場合のヒアリング云々が当然行われていると思いますが、どのような形式で行われているのか確認でございます。

3点目が、消防債、令和6年度決算では14億940万円ということでございましたが、私もこの組合もそんなに長くないので分からないのですが、過去の消防債の借り入れピーク、地方債の残高、こ

の辺はどの程度の金額が最高なのかお聞きしたいということで、それと伴いまして資金ニーズの中で、当然今まで個別施設計画に基づいた計画を今後行っていくというふうに思うわけでございますけれども、その中の調達云々については、先ほど申しました地方公共団体の金融機構からの借り入れ、ないしは市中銀行との借り入れ、その辺のウエート、決算状況を見ると機構からの借り入れは約4億1,300万円、市中銀行のほうは9億5,300万円という数字が出ておりますが、今後、この辺のウエートはどのようにお考えになるのか、その辺の3点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

芝崙和好議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時33分)

◇
(開議 午後 1時35分)

芝崙和好議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの金澤議員のご質問なのですけれども、決算書のほうの質問ということで、次の26号の質疑のところでも今のところお答えさせていただくということでご了承願います。今、決算審査報告に関する質疑ということで受けていますので、ご了承願います。

では、そのほかに質疑はありますでしょうか。

秋谷修議員。

11番 秋谷 修議員 大川代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございます。一番最後の19ページに審査意見が付されておりますけれども、そこでちょっと2点ほどお伺いしたいのです。

1つは、加えて以降のところでも2つあるのです。最後の段落のところ、職員は一人一人が歳出の合理化に一層努めることというふうにおっしゃっていますけれども、監査委員から監査をいろいろ状況を見てもっと合理化できそうな点というのは、具体的に何かありましたか。あったら、この場でご指摘をしてもらいたいのです。

それともう一点が、その下のところで、組合の活動、消防業務、斎場業務及び財務情報は云々かんぬんで、積極的に住民へ公開していただきたいというふうにありますけれども、監査委員さんから見て、まだまだ情報公開が足りていないというふうな判断の下にこのような意見があるのか、その確認をさせてください。2点。

芝崙和好議長 大川代表監査委員。

大川剛思代表監査委員 1つ目のご質問なのですけれども、監査をしている中で何か改善するべき点というところなのですけれども、そちらにつきましては限られた予算内で適正に業務が実施されていると判断して監査しておりますので、そのようなところはちょっとないという状況でお答えさせていただきます。

2つ目なのなのですが、情報公開につきましては、監査の中でも上がってくるのですけれども、

広報紙を住民の方へ配布したりとかそういった取り組みをされておりますので、そのような取り組みについても監査を行っていますし、情報発信についても適正に行われていると私は理解しております。

以上です。

芝崙和好議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時39分)



(開議 午後 1時40分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

先ほどの金澤議員の26号に対する質問の答弁から入ります。

答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目として、こちらの表にあります借り入れなのですが、前提といたしまして市中銀行と地方公共団体金融機構、それと市町村共済組合という3つのところが記載されております。まず、市町村共済組合というのは補助金対象となる事業、こちらのほうが借り入れができるという形になっております。地方公共団体金融機構については、緊急防災・減災が対象となる事業の借り入れができる。市中銀行にありましては、どんなことでも借り入れの対応となっているということでございます。これが前提となりまして、地方公共団体金融機構からは元金均等返済の固定で借り入れを行っております。

次の質問ですけれども、ヒアリング等々にございましては、まず年度の終わりに市中銀行のほうに金利の照会をかけております。そして年度が始まったときに、地方公共団体金融機構、市町村共済組合等に金利の照会をかけまして、基本的には一番安価な金利で借りられるところから借りるといった形を取っております。

3つ目の質問ですけれども、地方債の過去のピーク、借り入れですけれども、まず平成28年度末が約35億円の借り入れがございました。これが次の年に、平成29年に公債費といたしまして年間に4億360万円の返済という形になっています。このときが一番の過去のピークでございます。

今後の調整のウエート、割合に関してでございますけれども、やはり先ほど申したとおり、市中銀行とほかの地公金、市町村共済組合等の金利照会を毎年かけておりますので、そのときに一番安価な利率で借りられるところから借り入れを行うということで、特に割合を決めているわけではご

ございません。

以上でございます。

芝崙和好議長 金澤議員。

10番 金澤孝太郎議員 1点答弁漏れがございましたので、確認です。一番初めの地方公共団体の金融機構からの借り入れ、これについては固定金利か利率変更見直しの金利のどちらなのかなというところ、これをお願いします。

芝崙和好議長 島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 こちらについては元金均等返済の固定ということでお借りしております。

以上です。

芝崙和好議長 ほかに歳入に関して質疑ありますかでしょうか。

〔「休憩……」と言う人あり〕

芝崙和好議長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時44分)



(開議 午後 1時47分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

先ほど金澤議員と、その答弁についてなのですが、私のほうで抜けておりました。議案第26号の質疑に入るといふ旨を告知するのを抜けていたことを大変申し訳ございません。これを申し上げまして、先ほどの金澤議員の質問と答弁を、それは含まれるということでご了承お願いしたいのですが、よろしく願いいたします。

〔「はい」と言う人あり〕

芝崙和好議長 これより議案第26号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 これで金澤議員の質問と答弁は終了したということでご了承お願いいたします。

ほかに歳入に関しての質疑ありますかでしょうか。

諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 13ページです。ここの消防総務課の一番下なのですが、給与過払いのための返還金3万6,420円なのですが、返還に至るその事由を伺います。

芝崙和好議長 答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 給与過払いの関係でお答えいたします。

これなのですが、通勤手当のほうで、まず変わった職員がおりまして、電車で通勤していた職員が、途中から、年度の途中で電車から通勤方法が変わったということで、6か月間の定期を

買っていたのです。その分を精算していただいたというのがまず1点と、あと、徒歩でここまで通っていた部分があった職員がいたのですけれども、それがうちの決まりですと、徒歩で、要は交通手段を使わないで通勤していた者に関しては手当が出ないという形だったのですけれども、ちょっとシステムの入力ミスがありまして、2キロ以上だったもので、それを通勤手当を出してしまっていたのです。その分を戻してもらったという形の2件の過払いの返還でございます。

以上でございます。

芝崙和好議長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、14、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく14、15ページから20、21ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく20、21ページから40、41ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浦田充議員。

13番 浦田 充議員 常備消防費が多分前年度より増えているということのようなのですが、人件費以外で増えた部分というのがあれば、それを教えてください。

芝崙和好議長 答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 常備消防費のほうが増えている理由といたしましては、建物整備の関係で鴻巣の天神分署等の建設費等が入ってきますので、これが年度によっては建物整備がなかったりとかということがございますので、非常に多くの大きなお金がかかってきますので、人件費以外で大きなところでいったらそこでございます。

以上でございます。

芝崙和好議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑を終結いたします。

次に、同じく40、41ページの齋場費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、齋場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく40、41ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく40、41ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、42ページの実質収支に関する調書並びに44、45ページ及び46、47ページの財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第26についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号の質疑に入ります。

初めに、決算書の歳入に関して一括で質疑になります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、60、61ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく60、61ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、62ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第27号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔何事か言う人あり〕

芝崙和好議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時56分)

(開議 午後 2時15分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を開きます。

まず最初に、ただいま議案第27号の質疑に入っておりますが、まずはこれを取り消させていただきま。発言の申出を許可することにご異議ございませんか。

〔「27号までもう質疑終了しているでしょう。討論に入りますって

言っちゃったでしょう」と言う人あり〕

芝崙和好議長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時15分)

(開議 午後 2時20分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を行います。

先ほど27号の質疑を取消しと申し上げたのですけれども、既に終結いたしましたので、その文言を取り消させていただきます。

そして、議案第26号の討論に入りますが、会議録の調製については議長に一任お願いいたします。

〔「それは本会議の最後に言ってくれば」と言う人あり〕

芝崙和好議長 では、これより改めて議案第26号の討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第26号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第27号の討論に移ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

次に、議案第27号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

芝崙和好議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり認定されました。

◎ 管理者のあいさつ

芝崙和好議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議員の皆様には、提出させていただいた全ての議案につきまして、慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。先日、10月8日は、二十四節気の中の寒露を迎えました。この寒露というのは、朝晩非常に冷え込んで、露が霜になりそうなくらい寒いというふうなことだそうです。

今後も議員の皆様には健康には十分ご留意され、ご活躍いただきますよう祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

芝崙和好議長 以上をもって、令和7年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時23分)

議 長 芝 寄 和 好

署 名 議 員 渡 邊 広 美

署 名 議 員 諏 訪 三 津 枝

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和7年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
21	埼玉県央広域事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	21	11月11日	原案可決
22	製造請負契約の締結について	22	11月11日	原案可決
23	公の施設の指定管理者の指定について	23	11月11日	原案可決
24	令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	24	11月11日	原案可決
25	令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	25	11月11日	原案可決
26	令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	26	11月11日	認 定
27	令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	27	11月11日	認 定